

平成29年度 情報工学コース卒業研究報告要旨

外山 研究室	氏 名	青 山 恵 子
卒業研究題目	並列構造の分割による法令文の読解性向上	
<p>法令には人々の権利と義務や、社会の制度と規則が記されている。したがって、法令を読み、正しく理解することにより、人々は多くの社会的利益を得ることができる。しかし、法令文は一般の人々にとって読みにくいものとされている。その原因として、一条一文の原則があるために、法令文が一般文と比べ、長くなる傾向にあることが挙げられる。また、文中に複雑な並列構造が頻出することも要因として挙げられる。特に法令文の並列構造は、「A若しくはB又はC若しくはD」といった入れ子状の階層構造をもつことが多く、このことが理解を難しくさせている。</p> <p>法令文の読解性向上のために、山田(2006)は法令文を主題や条件などのセグメントごとに分類して改行や色分けなどを行い、並列構造解析された並列構造を図として表示する方法を示している。しかし、この方式は、web上の表示システムを前提としていること、一文あたりの消費スペースが大きいことから、紙媒体の表示には適さないといえる。また近年、欧米諸国を中心に法令文そのものを簡単な表現で記述する動きが広がっている。そのため、図表の表示形式とは別に、法令文を文の形のまま簡単な表現とすることが求められている。</p> <p>そこで本研究では、長く複雑な法令文を読みやすくするための手法として、並列構造情報を用いた文分割手法を提案する。並列構造解析された法令文に対し、二つの並列句（並列構造を構成する並列関係にある語句）を分割することにより、二文を生成する。例えば、「臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等でなくなった後においても、同様とする。」</p> <p>という法令文において、並列句に着目して、『臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師』と『臨床修練外国看護師等』をそれぞれ以下の文に分割する。 「臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師でなくなった後においても、同様とする。」 「又は、臨床修練外国看護師等でなくなった後においても、同様とする。」</p> <p>ここで、二つの並列句をつなぐ語句「又は」については二文が並列関係にあることを示すため、二文目の文頭に追加する。これにより、並列構造の階層構造が簡単になるとともに、一文あたりの文長が短くなるため、理解が容易になる。</p> <p>ただし、文によっては文分割を行わない方が読みやすい場合も考えられる。並列句が短かったり、分割すると文意が通じにくくなる並列構造については分割候補から除外した。また、一文に対し複数の並列構造による分割が考えられる場合がある。本研究では、並列句の合計の長さが最長の候補を選択する手法と、分割後の文二文の合計の長さが最小の候補を選択する手法の二つを提案した。このそれぞれの手法において、原文から一つの候補を選択し文を出力する実験を行った。</p> <p>本手法を評価するために、並列構造情報付きの法令文コーパス 12 法令 2,052 文を用いて実験を実施した。実験では、本手法により出力された文と原文について、それぞれ建石ら(1988)の日本語の読みやすさを評価する式を用い、提案手法のスコアから原文のスコアを引いた差分の平均をとる。上記の二つの候補選択手法について、差分の平均はそれぞれ 4.36, 4.88 となり、本手法の有効性を確認できた。</p>		